

---

# 福 社 人 材

---

## 社会福祉士養成における専門職倫理教育

—先行分野を手掛かりに—

共栄学園短期大学

前期 1997 年卒 西 川 ハンナ

### 1. 社会福祉士養成における専門職倫理教育とその現状

国家資格である社会福祉士が誕生し20余年が経過した。社会福祉従事者の更なる専門的活躍が求められ、平成19年11月に社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）が成立し、同年12月5日に公布された。この法律改正と併せて、社会福祉士養成課程及び介護福祉士養成課程における教育カリキュラム等も見直しが行なわれ、より実践力の高い社会福祉従事者の養成をめざす教育内容に変更がなされた。そこで、社会福祉士国家資格の試験科目も改められ「相談援助の基盤と専門職」という科目が新たに加わり、専門性や専門職倫理を教える事を内容としている。新カリキュラムに対応するテキストの専門職倫理に該当する箇所の内容を見ると「全米ソーシャルワーカー協会の倫理綱領とその歴史」「日本社会福祉士会倫理綱領」や「倫理的ジレンマ」とその解決に活用できる原則や事例をもって、その内容としている。しかし、そもそも専門職倫理とは何かということから始まり「何を」「どのように」教えるのかといったその内容については、まだ合意がなされていない。そこで、本研究は専門職倫理教育の先行分野から専門職倫理教育の在り方と現在の課題を概観し、社会福祉士養成における専門職倫理教育への示唆を得ることを目的とする。

### 2. 専門職倫理教育の先駆

まず、専門職に対する倫理教育の目的は何か、その成果は何を期待されているのか検討する。わが国において、専門職倫理教育の先行分野は、技術者の倫理である。技術者に対しての倫理教育が発展した背景には、技術トラブルにおけるエンジニアのモラル問題や、外国でのダムやビル建設などの際に国際的な基準が求められたという要因がある。そこで、日本の技術士は専門職倫理（技術倫理）を身につける必要が生じた。その関連で1999年に発足した日本技術者教育認定機構（JABEE）は、大学の工学部の教育プログラムを評価・認定している。この認定基準には「教育目標の一つとして技術倫理が設定されていること」が明記され、技術倫理の科目設置が相次いだ。この技術者への倫理教育は生命倫理研究所ヘイスティング・センターの教育方法を参考にしている。ヘイスティング・センターの高等教育倫理プログラムの目標は①モラル想像力を刺激すること②倫理上の問題点を認識すること③解析的な技量を伸ばすこと④責任感を引き出すこと⑤不一致と曖昧さを許容することの5つを上げ、これらの能力や感性を、教育を通して植えつけることとしている。この5つの目標は技術倫理においても同様に倫理教育の目標とされている。倫理教育の成果については、wiseら（1995）はビジネス倫理において、「倫理教育」がなしうることを①倫理的意識決定プロセスに効果的に参加できるように、論理的根拠、思想、語彙を提供すること②モラル問題に良心的に鋭く反応し、モラル上の解決策に積極的に関与するような態度を養成すること③モラル的思索を深めモラル上の勇気を高める④モラル的に自律し組織の在り方に、倫理的に異議を唱え集団の良心となれるよう「下地」を作り出すこと等をあげ、J.Gandsら（1988）はビジネス倫理教育の目

標を集約し①意思決定を構成するものとしてモラル的な要素があることを充分理解させる②モラル的成分を分析するためのフレームワークを提供し個人がそれらを、自信をもって使えるようにしてやること③日々活動に倫理的分析を適用できるようにすること等をあげている。具体的方法としては、技術倫理やビジネス倫理の教育にケース・スタディは不可欠となり、数多くのケース・スタディがなされ、現在は、問題解決より倫理的ジレンマへの取り組みに視点が変換されてきている。

### 3. 米国医大にみる専門職倫理教育の方法と課題

専門職における倫理が早い段階から問われてきた米国医師養成においても、専門職倫理教育の再考が求められている。近年、医師は患者からの信頼性の維持・獲得のため、専門職倫理の再考が求められ、まず医大の専門職倫理教育のカリキュラムやその内容が調査された。結果①カリキュラム構築のための教材や教員への教育プログラムの不足②評価の問題があげられた。医学生への倫理教育の専門職教育の評価方法について調査を行った加藤ら（2006）は倫理的ジレンマに対処する事だけに注力してはいないか、倫理的ジレンマに対する問題点のHowtoを教えることに注力しすぎてその対処方法を支える思想や哲学といったバックボーンがきちんと教えられているかという指摘をしている。先駆的な米国医学界においても、実践における対応だけではなく、さらに、専門職倫理の意義から伝える重要性が目されている。

### 4. 専門職倫理教育を意識した倫理綱領

先行分野の専門職倫理教育の、現在の到達地点はケース・スタディに偏らずその意義を新たに教育内容とすべきであるというものであった。その意義や内容を伝えるには、倫理綱領を提示し、説明をする必要がある。倫理綱領は専門職としての認証に不可欠とされているが、それが専門職としての「ステータスシンボルとして役立つ」（Ladd,1980）だけの存在、「絵に描いた餅」になりかねない。そこで、まだ倫理綱領が制定されて

いない職能集団は他職種の倫理綱領の良い部分を参考に、より効果のある倫理綱領の策定を試みている。そこで、ニュージーランドの保育倫理綱領（1996）を例にして、その意義と活用方法を説明する。この倫理綱領は、アメリカの保育倫理綱領と責任声明を参考にしている。アメリカの保育倫理綱領は倫理綱領の重要性、保育者にとって遵守すべき価値、倫理綱領の普及方法と教育方法、倫理的意思決定のステップ、倫理的ジレンマの解消法などに関する実践及び研究が深められ他国のモデルとなっている（鶴 2008）。ニュージーランドの保育倫理綱領策定には、600の保育センターへの調査やワークショップの返答などを活かし、2年半以上のコンサルテーションの過程を経て策定された。また、倫理綱領にはマイノリティーであるマリオ族を含めた集会やコンサルテーションを踏まえ、マリオ族を尊重するセクションが追加されている。項目には、「倫理綱領の発展の歴史」「なぜ倫理綱領が必要とされているのか」「実践現場における活用方法」が具体的に示され、倫理綱領の必要性については、「専門的行為のための指針の提供」「専門職の原理原則」「倫理的ジレンマに直面した際の原理原則」「子どもたちと保育関係者の保護を高める」「異なる専門職種間の援助の一貫性の構築を補助する」という意義を挙げている。倫理的ジレンマについては、解決のプロセスを六段階で示している（図表1）。このプロセスは、技術倫理やビジネス倫理の倫理問題解決（問題の明確化・問題の分類・想像力理の発揮・対処手段創出・対処手段の評価）のプロセスと重なる点がある。

ニュージーランドにおける保育倫理綱領とアメリカにおける保育倫理綱領、アメリカソシアルワーカー協会の倫理綱領と日本社会福祉士会倫理綱領の構成を図表に示し、比較検討を行いたい。（図表2）

ニュージーランド保育倫理綱領にはそもそも倫理綱領とは何で、どう活用するのが記載されている。そして、実践における活用法も提示され、実践家の支援を前提とする内容になっている。

図表 1. 倫理的問題の解決プロセス（ニュージーランドの保育倫理綱領より）

1. もし集団として業務を行ってれば、ジレンマが何か検討し、そして、状況とジレンマの明確な概要に同意しなくてはいけない
2. ジレンマに対処する時、主たる考えを明確にすることを心がける
3. その状況に対処するための選択肢を議論し、それらをリストアップする
4. それぞれの選択肢の順番を並び替え、その根拠となる価値を明らかにするためにも倫理綱領を参照する。
5. この状況で最も重要な価値を決定する
6. 問題の解決策を選択する指針として、これらの価値を用いる

図表 2 倫理綱領の構成

全米ソーシャルワーカー協会	全米乳幼児教育協会	ニュージーランド保育倫理綱領	日本社会福祉士会倫理綱領
前文	前文	序論	前文
倫理綱領の目的	中核的価値	倫理綱領とは何か	ソーシャルワークの定義
倫理原則			価値と原則
価値基準	概念的枠組み	倫理綱領	価値基準
クライアント	1. 子どもとの関係	倫理綱領の活用	
同僚	2. 家族との関係	活用における倫理のプロセス	利用者に対する倫理責任
所属組織	3. 同僚との関係		実践現場における倫理責任
専門職	4. 地域や社会との関係	倫理と法律	社会に対する倫理責任
専門性		倫理綱領とデファリキ(カリキュラム)	専門職倫理責任
社会	各セクションの理念・原則	倫理綱領を継続させること	
	倫理に関する用語集	資料	
	責任声明	結論	

## 5. 今後の社会福祉士養成における倫理教育への提言

専門職の倫理教育を先行分野の倫理教育の目標と課題を概観し、近年活用を意識した倫理綱領の策定を試みたニュージーランドの保育倫理綱領の構成を紹介した。それを踏まえ社会福祉士養成における倫理教育への4つの提言をする。

### ① バックボーンとなる福祉の哲学や、倫理教育の必要性についての教授

なぜ専門職に専門職倫理教育が必要かという問題を伝える事から、専門職倫理の必要性や実践に倫理的判断を伴う問題が生じる事を自分のこととして学ばせる。

### ② 専門職倫理を遵守できるように、個人的に高い倫理観をもつ倫理的英雄（Ethical Hero）に依存しない、組織的な支援の必要性

ニュージーランドの保育倫理綱領でもふれられていたように、倫理的問題の解決は個人の能力だけで解決できないこともある。組織内での検討や専門職集団におけるサポートが必要であるという事をまず、理解させる。

### ③ 専門職倫理のカリキュラムに関する学際的な

共同研究の必要性。

技術士や他職種においても同職内だけでなく哲学者等を入れた学際的な研究者により倫理綱領や研修カリキュラムが検討されている。人権や医療問題にも幅広くかかわる社会福祉士の専門職倫理に対して幅広い視点の、医療・法学・哲学等分野の研究を取り入れる多様性が求められている。

### ④ 実践的な倫理的ジレンマの事例検討と教材化への実践家との協働作業

ケース・スタディを、倫理的ジレンマの問題解決の主たる教育とすることへの警告が米国医大の倫理教育ではあった。しかし、まだ専門職倫理教育が発展途中の社会福祉士養成においては、専門職として直面する多くの倫理的ジレンマの事例を集め、教材化する必要がある。しかし、その際に対応のみに焦点があたるのではなく問題解決のプロセスや、そこに含まれた倫理的問題の分類なども重視しまた、それらの事例作成など作業には実践家との協働作業が求められる。

専門職倫理の教育については新しい分野でまだその教育方法の標準化ができていない。先行する分野を模倣しつつ、福祉実践の中の倫理的要素を

理解させ、倫理的分析ができる事を目標に、更にソーシャルワークに必要な教授法を検討していく必要がある。

## 参考文献

- ・Gandz, J. Hayes. N, (1988) Teaching business ethics Journal of Business Ethics, Springer 657-669
- ・加藤憲・藤原奈佳子・森雅美・原臣司・松葉和久・水野智・宮治眞・山内一信 (2006)「米国における医師の専門職倫理教育;現状と課題」現代医学 54巻2号 387～393
- ・Ladd, J. (1980) The quest for a code of professional ethics: an intellectual and moral confusion, in: Chalk, R., Frankel, MS and Chafer, SB (eds.) AAAS Professional Ethics Project: Professional Ethics Activities in the Scientific and Engineering Societies. Wasington, D. C. ; AAAS.
- ・McDonald, G. & Donleavy, (1955) Objections to the teaching of business ethics Journal of Business Ethics, Springerp 842-846
- ・宮坂純一 (1999)「ビジネス倫理学の展開」晃洋書房
- ・西田高宏「専門職倫理規程の問題圏—誰のための、何のための倫理規定か—」(2006) 熊本大学倫理学研究室紀要 先端倫理研究 1 70～84
- ・社会福祉士養成講座編集委員会 (2009)「新・社会福祉士養成講座 6 相談援助の基盤と専門職」中央法規
- ・戸山田和久 (2007)『「技術者倫理教育」とは何かまた何であるべきか」名古屋高等教育研究第7号289～299
- ・鶴宏史翻訳 (2006)「テアロニア/ニュージーランドにおける保育倫理綱領(第2版)1996」神戸親和女子大学児童研究 25号52～68
- ・Weiss (1994) Business ethics: a managerial, stakeholder approach Wadsworth Belmont, p69

## 欧州高等教育圏の構築とソーシャルワーカーの養成教育改革

～デンマーク及びドイツの事例を中心に～

浦和大学短期大学部

院前期 2004年卒 高木 剛

### 1. はじめに

2010年の欧州高等教育圏の構築を目指す「ボローニャ宣言」により、欧州圏内各国では新たな高等教育への転換が着実に進められている。これまで欧州圏内各国では独自の高等教育制度を有していたため、教職員、学生などの流動性や雇用の促進、さらには教育・研究の水準の向上を図るうえで大きな障壁になっていた。「ボローニャ宣言」以降、欧州圏内各国が一丸となってこの障壁を取り除き、世界に誇る高等教育圏を構築しようとする取り組み(ボローニャ・プロセス)が活発化し、今年はいよいよその最終年となった。このような動きの中で各国の大学における「ソーシャルワーク教育」も見直されており、その現状と課題を整理することは、今後の日本の社会福祉士養成の在り方に少なからず示唆を与えてくれると感じる。

本稿は、欧州高等教育圏の構築を目指す取り組みと、それに伴い転換が進められているソーシャルワーク教育について、デンマーク及びドイツの事例を中心に提起し、今後の日本における社会福祉士養成教育の検討に資することを目的とした。

なお、筆者はすでにボローニャ・プロセスに伴うソーシャルワーク教育の展開について報告<sup>1)</sup>しているが、本稿はそれを加筆・修正し、ボローニャ・プロセスの進捗状況や課題等に関する最新の情報を記載した。

### 2. 研究方法

各種文献・資料及びインターネットの情報(欧州大学協会、コペンハーゲン大学、ポツダム社会福祉大学、大学学長会議など)をもとに、①ボローニャ・プロセスの概要、②ボローニャ・プロセス